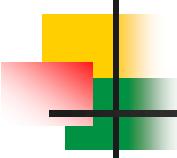


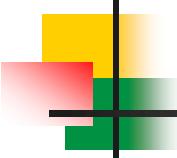
後期高齢者医療制度について

パナソニック保険サービス株式会社



アジェンダ

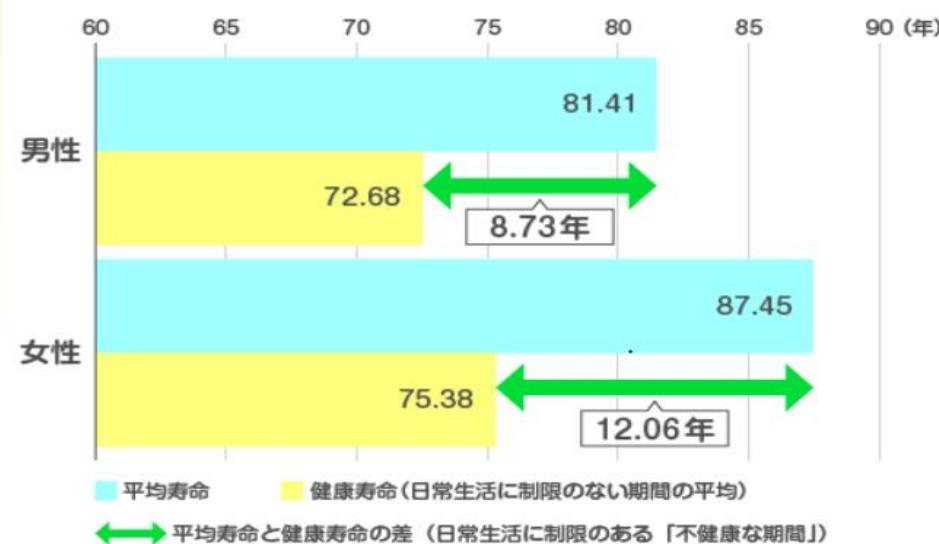
1. 平均寿命と健康寿命
2. 後期高齢者医療制度について
 - 2-1. 後期高齢者医療制度とは
 - 2-2. 保険料の計算
 - 2-3. 保険料の納め方
 - 2-4. 所得区分と医療費の自己負担割合
 - 2-5. 医療費が高額になった時
3. 国民健康保険「配偶者(被保険者)」
 - 3-1. 手続きについて
 - 3-2. 保険料の計算



アジェンダ

1. 平均寿命と健康寿命
2. 後期高齢者医療制度について
 - 2-1. 後期高齢者医療制度とは
 - 2-2. 保険料の計算
 - 2-3. 保険料の納め方
 - 2-4. 所得区分と医療費の自己負担割合
 - 2-5. 医療費が高額になった時
3. 国民健康保険「配偶者(被保険者)」
 - 3-1. 手続きについて
 - 3-2. 保険料の計算

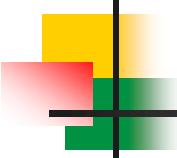
1. 平均寿命と健康寿命



平均寿命と健康寿命の差

日常生活に何らかの支援介護が必要な期間

医療費・介護費が増加する可能性



アジェンダ

1. 平均寿命と健康寿命
2. 後期高齢者医療制度について
 - 2-1. 後期高齢者医療制度とは
 - 2-2. 保険料の計算
 - 2-3. 保険料の納め方
 - 2-4. 所得区分と医療費の自己負担割合
 - 2-5. 医療費が高額になった時
3. 国民健康保険「配偶者(被保険者)」
 - 3-1. 手続きについて
 - 3-2. 保険料の計算

2. 後期高齢者医療制度について

2-1. 後期高齢者医療制度とは

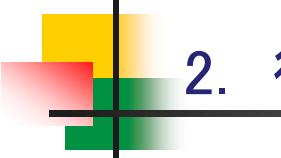
後期高齢者医療制度とは

平成20年4月から「老人保健制度」が廃止され、代わりに始まったのが後期高齢者医療制度となります

後期高齢者医療制度が始まった背景

- 高齢者の医療費を安定的に支えるため
- 高齢者と若い世代が公平に医療費を負担するため
- 高齢者に対する医療、介護サービスの質を維持、向上するため

高齢者に十分な医療を提供するために始まった制度



2. 後期高齢者医療制度について

2-1. 後期高齢者医療制度とは

①75歳以上の方が加入します

加入者（被保険者）となる方

1. 75歳以上のすべての方

2. 65歳以上74歳の方で一定の障害があると広域連合が認定した方

②原則として被保険者全員が保険料を納めます

すべての被保険者一人ひとりに都道府県ごとに決められた共通のルールで保険料を負担します

③制度の運営は広域連合が行います

都道府県ごとに設置された広域連合が、保険者として責任をもって制度運営をしていきます。なお、各種手続きやご相談の窓口はお住いの市町村です

2. 後期高齢者医療制度について

2-1. 後期高齢者医療制度とは

健康保険制度の切替え

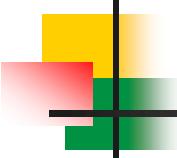
- 国民健康保険
- パナソニック
健康保険組合 等
(被保険者、被扶養者)

満75歳
からは

後期高齢者
医療制度
(被保険者)

- ※ 満75歳の誕生日から加入します
(各市町村より、誕生日までに保険証と保険料決定通知が届きます。)
- ※ 2024年12月2日以降、被保険者証が発行されなくなります。

特別な加入手続きは必要ありません
(古い保険証は各窓口の指示によりご返却ください)



アジェンダ

1. 平均寿命と健康寿命
2. 後期高齢者医療制度について
 - 2-1. 後期高齢者医療制度とは
 - 2-2. 保険料の計算
 - 2-3. 保険料の納め方
 - 2-4. 所得区分と医療費の自己負担割合
 - 2-5. 医療費が高額になった時
3. 国民健康保険「配偶者(被保険者)」
 - 3-1. 手続きについて
 - 3-2. 保険料の計算

2. 後期高齢者医療制度について

2-2. 保険料の計算

保険料 = ①均等割額 + ②所得割額

①「均等割額」：被保険者の方に等しく負担していただくもの

②「所得割額」：その方の前年の所得に応じて負担していただくもの

令和6・7年

<大阪府の場合>

年間保険料
(上限額は
80万円)

=

①
均等割額
57,172円

+

②所得割額

総所得金額等から
基礎控除額の
43万円を
差し引いた金額

×

所得割率
11.75%

2-2. 保険料の計算

〈後期高齢者医療制度 保険料例〉

現行 パナソニック健康保険組合 **特例退職保険料 月払いの場合**
322,560円／年（月額26,880円）

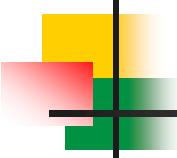
【大阪府／75歳以上の被保険者1人世帯】

厚生年金(基礎年金含む)受給者
(年間) 190万円とした場合

68,374円／年（月額約5,698円）

《参考》 年金受給額400万円（年間）の場合

309,665円／年（月額約25,805円）



アジェンダ

1. 平均寿命と健康寿命
2. 後期高齢者医療制度について
 - 2-1. 後期高齢者医療制度とは
 - 2-2. 保険料の計算
 - 2-3. 保険料の納め方
 - 2-4. 所得区分と医療費の自己負担割合
 - 2-5. 医療費が高額になった時
3. 国民健康保険「配偶者(被保険者)」
 - 3-1. 手続きについて
 - 3-2. 保険料の計算

2. 後期高齢者医療制度について

2-3. 保険料の納め方

年金からのお支払い（特別徴収）と口座振替や納付書でのお支払い（普通徴収）

年金からのお支払い（特別徴収）

対象となる方

受給している年金が年額18万円以上の方

お支払いの
時期と回数

4月

6月

8月

10月

12月

2月

納付額は、原則として前年度の2月に
支払った額と同額が天引きされる

前年の所得確定後に決定する保険料年
額から4月・6月・8月に徴収された額を差
し引かれた額が3回に分けて天引きされる

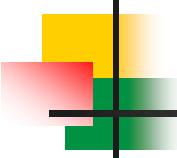
口座振替・納付書でのお支払い（普通徴収）

対象となる方

- ・年金が年額18万円未満
- ・介護保険料と後期高齢者医療制度の保険料の合計額が
年金額の2分の1を超える方
- ・年度の途中で新たに加入した方や住所の異動があった方

お支払いの
時期と回数

7月から翌年3月までの毎月、年9回に分けての支払いとなる



アジェンダ

1. 平均寿命と健康寿命
2. 後期高齢者医療制度について
 - 2-1. 後期高齢者医療制度とは
 - 2-2. 保険料の計算
 - 2-3. 保険料の納め方
 - 2-4. 所得区分と医療費の自己負担割合
 - 2-5. 医療費が高額になった時
3. 国民健康保険「配偶者(被保険者)」
 - 3-1. 手続きについて
 - 3-2. 保険料の計算

2. 後期高齢者医療制度について

2-4. 所得区分と医療費の自己負担割

負担割合	所得区分	判定基準
3割	現役並み 所得者	<p>同一世帯に住民税課税所得額145万円以上の後期高齢者医療の被保険者がいる世帯の方</p> <p>以下の方は申請により3割の対象外</p> <p><u>被保険者が1人</u></p> <p>(1) 被保険者の前年の収入額が383万円未満</p> <p>(2) 同一世帯に70歳以上75歳未満の方がいる場合は、 被保険者と70歳以上75歳未満の方全員の前年の収入合計額が520万円未満</p> <p><u>被保険者が2人以上</u></p> <p>本人及び同一世帯の被保険者の前年の収入合計額が520万円未満</p>
2割	一般Ⅱ	<p>①②の両方に該当する方</p> <p>①同じ世帯の被保険者の中に課税所得が28万円以上の方がいるとき。</p> <p>②同じ世帯の被保険者の「年金収入」 + 「その他の合計所得金額」の 合計額が、被保険者が世帯に1人の場合は200万円以上、 世帯に2人以上の場合は合計320万円以上であるとき。</p>
1割	一般Ⅰ	<p>1) 現役並みの所得者、一般Ⅱ以外の方。</p> <p>2) 住民税課税所得が145万円以上あっても次の①②の両方に 該当する方およびその方と同一世帯の方</p> <p>①昭和20年1月2日以降に生まれた後期高齢者医療制度の被保険者</p> <p>② ①に該当する方とその同一世帯の他の被保険者の基礎控除後の 総所得額等の合計額が210万円以下の方</p>

2-4. 所得区分と医療費の自己負担割

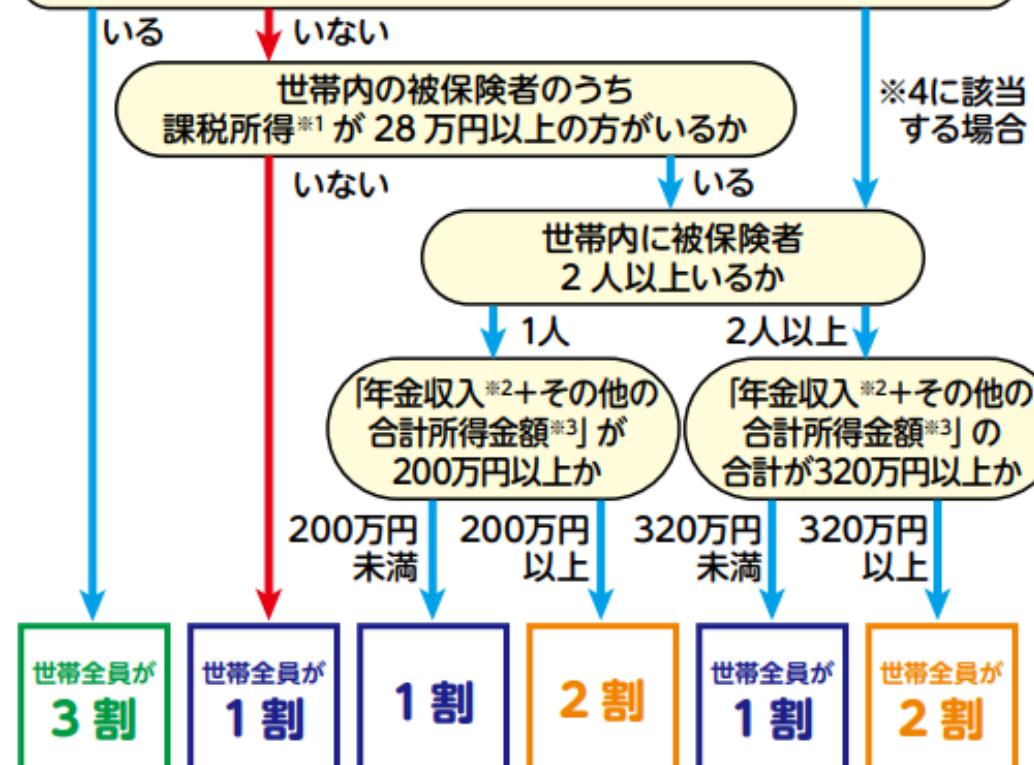
■医療機関等の窓口での自己負担割合 令和4年10月1日から

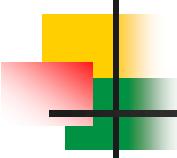
一般 → 1割 一定以上 → 2割 現役並み → 3割

令和4年10月1日以降の窓口負担割合は主に以下の流れで判定します

- 窓口負担割合は、被保険者の課税所得^{*1}や年金収入^{*2}をもとに、世帯単位で判定します。

世帯内の被保険者のうち課税所得^{*1} 145万円以上の方がいるか^{*4}





アジェンダ

1. 平均寿命と健康寿命
2. 後期高齢者医療制度について
 - 2-1. 後期高齢者医療制度とは
 - 2-2. 保険料の計算
 - 2-3. 保険料の納め方
 - 2-4. 所得区分と医療費の自己負担割合
 - 2-5. 高額療養費制度
3. 国民健康保険「配偶者(被保険者)」
 - 3-1. 手続きについて
 - 3-2. 保険料の計算

2. 後期高齢者医療制度について

2-5. 高額療養費制度

ご加入の健康保険によって療養費の自己負担限度額が異なります。

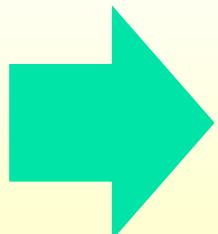
◆パナソニック健康保険組合に加入の方

パナソニック健康保険組合「独自付加給付」の特徴

・自己負担限度額 : 25,000円／月（1名・1医療機関）

・申請方法 : 自動給付（申請不要）

※原則、受診月の3か月後に給付



後期高齢者医療制度へ変わることにより、
「自己負担限度額・申請方法」が変わります！

2. 後期高齢者医療制度について

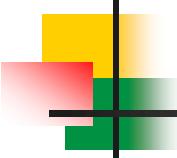
2-5. 医療費が高額になった時

後期高齢者医療制度の自己負担限度額

限度区分 (所得区分)			負担割合	自己負担限度額(月額)	
現役並み所得者	外来(個人単位)			外来+入院(世帯単位)	
	III	課税所得 690万円以上	3割	252,600円+1% ^(注1) (140,100円 ^(注4))	
	II	課税所得 380万円以上		167,400円+1% ^(注2) (93,000円 ^(注4))	
	I	課税所得 145万円以上		80,100円+1% ^(注3) (44,400円 ^(注4))	
一般			2割	6,000円+(外来個人の総医療費-30,000円)×0.1 または 18,000円のいずれか低い方 (年間上限 144,000円)	57,600円 (44,400円 ^(注4))
低所得 ^(注5)			1割	18,000円 (年間上限 144,000円)	24,600円
				8,000円	15,000円

支給対象見込みとなつた場合、広域連合から申請書が送付されます。

お住いの市区町村担当窓口まで忘れずに申請ください。



アジェンダ

1. 平均寿命と健康寿命
2. 後期高齢者医療制度について
 - 2-1. 後期高齢者医療制度とは
 - 2-2. 保険料の計算
 - 2-3. 保険料の納め方
 - 2-4. 所得区分と医療費の自己負担割合
 - 2-5. 医療費が高額になった時
3. 国民健康保険「配偶者(被保険者)」について
 - 3-1. 手続きについて
 - 3-2. 保険料の計算

3. 国民健康保険「配偶者(被保険者)」について

3-1. 手続きについて

例) 夫が、満75歳を迎えた場合

→配偶者は「国民健康保険（被保険者）」になります。

※ 配偶者75歳未満の場合



パナソニック
健康保険組合
(配偶者／被扶養者)

国民健康保険
(配偶者／被保険者)

夫が
75歳を迎える



国民健康保険
(配偶者／被保険者)

3. 国民健康保険「配偶者(被保険者)」について

3-1. 手続きについて

**パナソニック健康保険組合の被扶養者は、
資格喪失後、国民健康保険の加入手続きが必要になります**

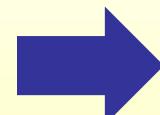
加入期限 : 健康保険の加入資格喪失から14日以内

申請窓口 : 市役所 国民健康保険課

手続き書類 : ①健康保険資格喪失証明書
②国民健康保険異動届
③本人確認書類

健康保険資格喪失証明書はパナソニック健康保険組合から発送されます

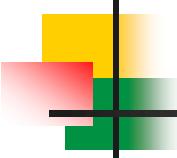
75歳到達



健康保険資格喪失届
等送付（健保対応）



保険証の返却
(被保険者対応)



アジェンダ

1. 平均寿命と健康寿命
2. 後期高齢者医療制度について
 - 2-1. 後期高齢者医療制度とは
 - 2-2. 保険料の計算
 - 2-3. 保険料の納め方
 - 2-4. 所得区分と医療費の自己負担割合
 - 2-5. 医療費が高額になった時
3. 国民健康保険「配偶者(被保険者)」について
 - 3-1. 手続きについて
 - 3-2. 保険料の計算

3. 国民健康保険「配偶者(被保険者)」について

3-2. 保険料の計算

■国民健康保険料の計算方法について

※令和6年度 門真市の場合 (割合%や金額は、年度や市町村によって異なります)

<所得割>
基準総所得 ×
12.68%

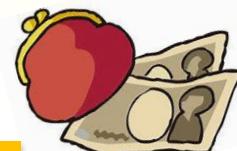
+

<均等割>
加入者 1人あたり
46,207円

+

<平等割>
一世帯
45,894円

= 年間保険料



配偶者の方は、ご加入の健康保険によって「保険料軽減」が受けられます

■パナソニック健保から切替の場合

※但し「平等割」の軽減は、65歳以上75歳未満の被扶養者のみで構成される世帯の場合になります。

・所得割（免除） + 均等割（5割軽減） + 平等割（5割軽減） ※ 軽減期間：当分の間

■国民健康保険を継続の場合

・所得割（通常） + 均等割（通常） + 平等割（5割軽減） ※ 軽減期間：5年

3-2. 保険料の計算

<計算例②>

◆「配偶者」の国民健康保険料について (年金収入80万円以下の場合)

《参考》・同一世帯内で対象者が配偶者のみ
・保険料の軽減措置を適用

※ パナソニック健康保険組合 からの切替え

年間保険料43,320円／年（月額約3,610円）

※ 国民健康保険の継続

年間保険料62,216円／年（月額約5,185円）

75歳の節目を迎えるにあたって

社会保障制度も時代とともに変わっています。

これからのお「人生100年」時代、

その時々の制度をしっかりと理解した上で、
安心してお過ごしください。

ご視聴ありがとうございました。

